

高鍋町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 高鍋町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 1 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

本町における公共下水道事業は、昭和54年度に公共下水道基本計画を策定しスタートしました。平成8年3月、高鍋浄化センターの水処理系統が完成したことで一部供用開始を行い、現在、DID地区(人口集中地区)を中心とした233haの事業認可を受け整備を行っており、平成28年3月末で認可区域内の整備率は93.8%、水洗化率は81.2%という状況です。
平成5年度から公共下水道認可区域を除く地域に対し、合併浄化槽設置費用の一部を補助する制度(一般会計予算)を設け、公共用水域の水質保全に努めています。

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度(供用開始後21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	32.8 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1 (社会情勢の変化により、当初計画で見込んでいた計画人口の達成が困難になったことから、平成16年度に2処理区を1処理区に統合しました。)		
処理場数	1 (上記同様、2処理場を1処理場に統合しました。)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施していません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 公共下水道の整備状況

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認可区域面積	ha	233	233	233	233	233
区域内人口	人	7,052	7,112	7,117	7,220	7,173
整備面積	ha	201.7	205.3	208.8	218.0	218.5
整備率	%	86.5	88.1	89.6	93.5	93.8
接続率	%	76.2	76.9	78.7	80.5	81.2

③ 使用料

使用料体系の概要・考えの方	本町の下水道使用料の体系は、基本使用料の中に月に8㎡までの基本水量を付した累進従量制を採用しています。累進区分については、基本料金区分を含む5段階としています。一般的な家庭が使用する段階においては、水洗化率を高める為にできる限りの負担の軽減を図り、大量排水者については、資本費の増大要因としての側面も考慮して、累進度を高めています。																
	排出汚水量による下水道使用料(1か・月) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>汚水量</th> <th>料金(消費税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>8㎡まで</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金</td> <td>8㎡を超え20㎡まで</td> <td>1㎡につき 110円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>1㎡につき 130円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡まで</td> <td>1㎡につき 160円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超える部分</td> <td>1㎡につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	汚水量	料金(消費税別)	基本料金	8㎡まで	1,000円	超過料金	8㎡を超え20㎡まで	1㎡につき 110円	20㎡を超え30㎡まで	1㎡につき 130円	30㎡を超え50㎡まで	1㎡につき 160円	50㎡を超える部分
区分	汚水量	料金(消費税別)															
基本料金	8㎡まで	1,000円															
超過料金	8㎡を超え20㎡まで	1㎡につき 110円															
	20㎡を超え30㎡まで	1㎡につき 130円															
	30㎡を超え50㎡まで	1㎡につき 160円															
	50㎡を超える部分	1㎡につき 200円															
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,391 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,018 円												
	平成26年度	2,505 円		平成26年度	3,055 円												
	平成27年度	2,505 円		平成27年度	3,067 円												

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

④ 組織

職員数	5名 (課長、課長補佐、下水道係3名) <small>※課長及び課長補佐は、上水道と兼務</small>
事業運営組織	経営健全化を目的とした組織体制の再編は実施しておりません。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	運転管理業務、汚泥運搬、汚泥処理、下水道使用料徴収事務等を委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施しておりません。
	ウ PPP・PFI	実施しておりません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施しておりません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施しておりません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙のとおり

経営比較分析表

宮崎県 高鍋町

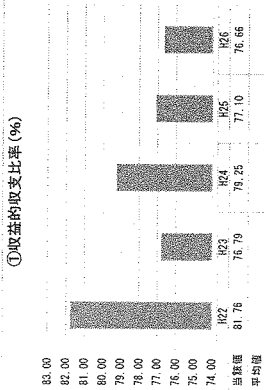
業務名	業種名	事業名	類似団地区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	0c2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	34.14	82.33
			1か月20㎡当たり家庭料金(円)
			2,505

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,303	43.80	486.37
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
7,220	2.18	3,311.93

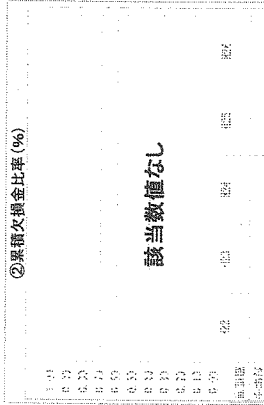
グラフ凡例

■ 当年度実績 (当年度値)
 ○ 類似団体平均値 (平均値)
 【】 平成26年度全国平均

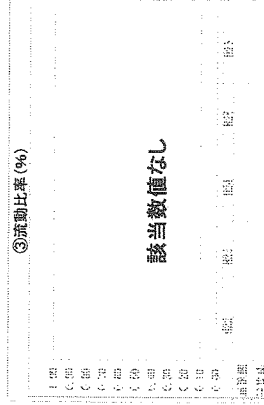
1. 経営の健全性・効率性



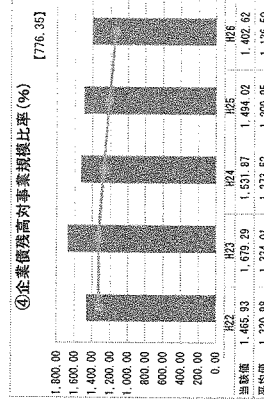
【単年度の収支】



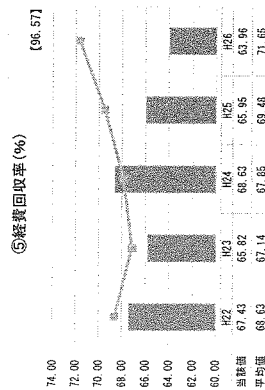
【累積欠損】



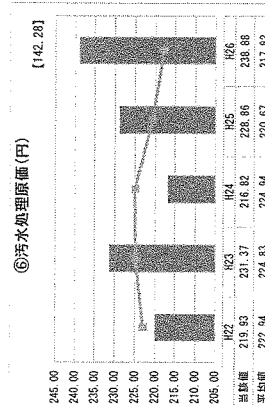
【支払能力】



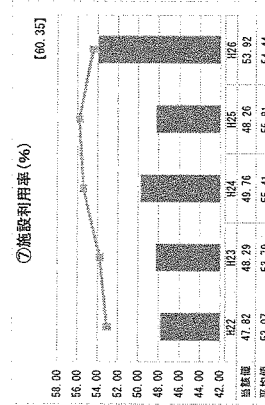
【債務残高】



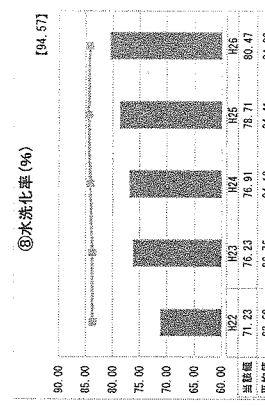
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】

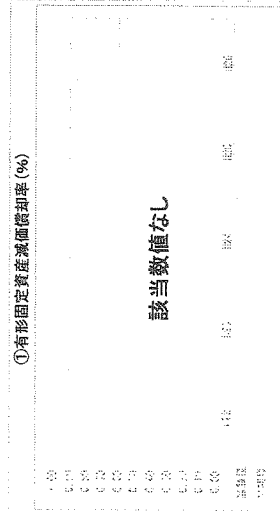


【施設の効率性】

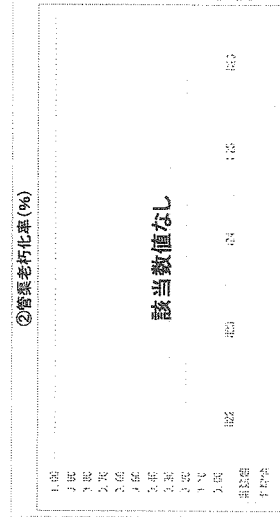


【使用料対象の備況】

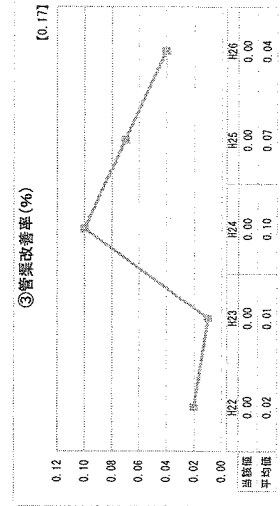
2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【管渠の経年化の状況】



【管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況】

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 当町の下水道事業は、平成8年3月に一部供用開始をしており、まだ約20年ほどしか経過していません。事業費は、高層への投資が多く、経営の健全性・効率性については、類似団体平均に比べて低く、改善の傾向にある。「①収益的収支比率」が100%を下回っており、経営の健全性が確保されているとはいえず、徐々に平均値に近づいているが、経営の効率性については改善する必要があります。今後、認可区域内の整備は完了しているため、企業債務高は減少していき、経営状況は徐々に改善されていくと想定される。

2. 老朽化の状況について
 供用開始から間もないことから老朽化の状況については該当数値なし。

全体総括
 今までは、事業拡大のため施設への投資が多く、経費回収率が低かったが、今後は認可区域内の整備は完了しているため、数値は、類似団体平均に近づいていき、経営は徐々に改善されていくと想定される。引き続き、水洗化率の向上や施設効率の改善を図っていく、経営の健全化に努めていく。

※ 法適用企業と類似団地区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業費を基に算出していますが、企業債務高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業費を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

高鍋町総合計画【第五次基本構想・後期基本計画】の5つの基本目標の1つである「環境にやさしく快適なまちづくり」を実現するため、下水道部門として以下の項目に取り組みます。

(1) 公共下水道の整備と水洗化率の向上

- 公共下水道については、居住環境の向上と公共用水域の水質保全を目指して今後も普及促進を図り、接続率の向上に向けた取り組みを進めます。
- 効率的な生活排水処理を実現するために、公共下水道事業全体計画の見直しを行います。
- 公共下水道事業計画区域内においては、計画的な雨水排除対策に努めます。

(2) 合併処理浄化槽設置の推進(一般会計予算)

- 公共下水道認可区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進し公共用水域の水質の保全を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

(1) 管渠について

本町の下水道事業は平成8年3月に供用を開始しており、供用開始から間もないことから今回の計画期間内では老朽化による管渠の改築、更新は計画しておりません。また、公共下水道認可区域内の整備がほぼ終了しているため、今後は宅地化及び分譲等による管渠の延長、汚水樹の設置工事等が主となる見込みです。(年10,000千円)

(2) 処理場について

処理場(高鍋浄化センター)は、平成27年度に耐震詳細設計及び長寿命化詳細設計を行っており、これを踏まえて平成28、29年度に更新工事を行います。(2か年 361,000千円)

(3) その他

持続可能な下水道事業を実施していくためのストックマネジメント計画を平成29、30年度に策定します。(2か年 40,000千円)

② 収支計画のうち財源についての説明

(1) 使用料収入について

水洗化率の向上に伴い、使用料収入も年々増加しています。(平成22年度 87,806千円 → 平成27年度 97,656千円)
しかし、本町の水洗化率は類似団体との比較においてまだ低い水準にあります。今後の人口減少により将来的には使用料の減収は避けられないものと想定しておりますが、水洗化率の向上に努めることで減少率を抑えていきたいと考えています。

(2) 町債について

平成28、29年度の処理場の更新工事終了後は汚水樹の設置工事等(予算 年10,000千円程度)が主となることから、町債の新規借入は大幅に減少する見込みです。(借入額 年9,500円)

(3) 繰入金について

現在、下水道施設の維持管理費はほぼ使用料収入で賄えている状況です。しかし、設備投資のために借入れた町債の償還額が増加するにつれ、一般会計からの繰入金も増加の傾向にあります。町債償還のピークを迎える平成33年度までは一般会計からの繰入金も高い水準で推移し、その後は減少していく見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、平成27年度までの実績とともに平成28年度の決算見込みを考慮し、策定しています。
薬品費等の物価の上昇は見込まず、職員給与についても現在の水準で推移するものとしています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	年 度													
		27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度		
収益的収入	1 総収入	202,187	202,916	211,212	221,120	216,589	218,074	216,419	205,897	198,765	185,597	169,867	148,002		
	(1) 営業収入	99,001	101,526	101,287	100,994	100,900	101,200	101,500	101,500	101,500	101,500	101,500	101,500		
	了料金収入	97,656	100,400	100,300	100,600	100,900	101,200	101,500	101,500	101,500	101,500	101,500	101,500		
	イ受託工事収入														
	ウその他	1,345	1,126	987	354										
	(2) 営業外収入	103,186	101,390	109,925	120,166	115,689	116,874	114,919	104,397	97,265	84,097	68,367	46,502		
	了他会計繰入金	108,039	101,026	106,985	115,292	115,689	116,874	114,919	104,397	97,265	84,097	68,367	46,502		
	イその他	2,160		2,940	4,874										
	2 総費用	120,640	127,465	129,429	127,076	123,347	119,205	114,954	110,683	106,759	103,047	99,822	97,154		
	(1) 営業費用	59,993	73,411	78,412	78,418	78,479	78,539	78,600	78,600	78,600	78,600	78,600	78,600		
了職員給与															
うち退職手当															
イその他費用	59,993	73,411	78,412	78,418	78,479	78,539	78,600	78,600	78,600	78,600	78,600	78,600			
(2) 営業外費用	60,647	54,054	51,017	48,668	44,868	40,666	36,354	32,083	28,159	24,447	21,222	18,554			
了支払利息	60,647	54,054	51,017	48,668	44,868	40,666	36,354	32,083	28,159	24,447	21,222	18,554			
うち一時借入金利息															
イその他															
3 収支差引	(A)-(D)	82,864	75,451	81,783	94,044	93,242	98,869	101,465	95,214	92,006	82,550	70,045	50,848		
1 資本的収入	(E)	135,657	242,698	401,711	141,327	124,259	127,794	124,749	130,103	125,235	125,403	126,133	127,998		
(1) 地方平準化債	(F)	9,500	68,000	123,900	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500		
(2) 他会計補助金															
(3) 他会計借入金															
(4) 固定資産売却代金															
(5) 国(都道府県)補助金		62,121	140,000	7,000											
(6) 工事負担金		5,018	5,092	783	473	448	168								
(7) その他		42		142											
2 資本的支出	(G)	284,944	316,279	482,162	228,419	220,451	225,263	227,793	221,626	218,326	208,963	196,365	177,260		
(1) 建設改良費		148,516	167,418	324,907	60,831	48,730	47,855	47,728	47,812	47,720	47,813	47,720	47,812		
(2) 地方債償還金	(H)	27,673	29,790	31,406	31,406	31,406	31,406	31,406	31,406	31,406	31,406	31,406	31,406		
(3) 他会計長期借入金返還金		136,428	142,377	157,255	167,588	171,721	177,408	180,065	173,814	170,606	161,150	148,645	129,448		
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引	(F)-(G)	△ 82,529	△ 73,581	△ 80,451	△ 87,092	△ 96,192	△ 97,469	△ 103,044	△ 91,523	△ 93,091	△ 83,560	△ 70,232	△ 49,262		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I)	335	1,870	1,332	6,952	△ 2,950	1,400	△ 1,579	3,691	△ 1,085	△ 1,010	△ 187	1,586	
積立金	(K)	830	1,121	2,938	4,874									
前年度からの繰越金	(L)	7,957	9,663	7,545	6,688	8,766	8,766	5,816	7,216	9,328	8,243	7,233	7,046	
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	9,663	7,545	8,294	6,688	8,766	8,243	7,216	5,637	9,328	8,243	7,233	7,046	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(N)-(O)	9,663	7,545	8,294	6,688	8,766	8,243	7,216	5,637	9,328	8,243	7,233	7,046	
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の	(R)													
営業収益一受託工事収益	(B)-(C)	89,036	99,001	101,526	101,287	100,954	100,900	101,200	101,500	101,500	101,500	101,500	101,500	
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	2,605,872	2,472,995	2,392,134	2,358,779	2,200,691	2,038,470	1,870,562	1,699,997	1,535,683	1,374,577	1,222,927	1,083,782	
○他会計繰入金														

(単位:千円)

区分	年度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		109,384	102,371	102,515	107,972	115,646	115,689	116,874	114,919	104,397	97,265	84,097	68,367	46,502
うち基準内繰入金		109,384	102,371	102,515	107,972	115,646	115,689	116,874	114,919	104,397	97,265	84,097	68,367	46,502
うち基準外繰入金														
資本的収支分		99,747	103,955	107,485	137,028	124,354	114,311	118,126	115,081	120,603	115,735	115,903	116,633	118,498
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金		99,747	103,955	107,485	137,028	124,354	114,311	118,126	115,081	120,603	115,735	115,903	116,633	118,498
合計		209,131	206,326	210,000	245,000	240,000	230,000	235,000	230,000	225,000	213,000	200,000	185,000	165,000

4. 効率化・経営健全化の取組

組織、人材、定数、給与に関する事項	下水道事業では組織編成や給与等の権限は有していませんが、業務内容や手法を見直し、事業の効率化を図っていきます。 本町の人材育成基本方針に基づき職員一人ひとりの能力の向上や意識改革に取り組みます。また、外部団体等が開催する研修会にも積極的に参加し、専門知識の習得に努めます。
民間の資金・ノウハウ活用等の推進に関する事項	運転管理業務、汚泥運搬、汚泥処理、下水道使用料徴収事務等を委託し、業務の効率化を図ってきました。今後も委託内容の改善を図りながら業務委託を継続していきます。
その他の経営基盤強化に関する事項	<p>・水洗化率の向上 平成26年度末の水洗化率は80.47%(類似団体平均84.20%)の実績となっており、十分な水準にあるとは言えません。公共用水域の水質保全や施設の有効利用、使用料収入増加を目的として、普及啓発活動に努め水洗化率の向上を図ります。</p> <p>・不明水対策 不明水は経営悪化の原因となるとともに、処理機能の低下などへの影響が懸念されます。不明水が多くなった場合には、調査を実施し費用対効果を総合的に検証し効率的な不明水対策を実施します。</p>
資金不足比率に関する事項	現時点において資金不足は発生しておらず、本戦略の計画期間内の資金不足も想定していません。今後も、資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。
資金管理・調達に関する事項	投資にあたっては、社会資本整備総合交付金を活用し、町負担分には町債を充当し事業を進めます。 町債については次世代への過大な負担とならないよう、計画的に借入れを行い、町債残高の削減に努めます。
情報公開に関する事項	安心して汚水処理施設を利用していただくため、町広報誌及びホームページ等を活用し適時情報提供を行ってきました。また、本戦略や経営状況等についても掲載していきます。 今後も町民に分かりやすい情報提供に努めます。
その他重点事項	持続可能な事業の実施を図るためのストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の計画的かつ効率的な管理に努めます。 また、災害等の緊急事態が発生し下水道施設が被災した場合に、迅速に処理機能を回復できるようにするため、日本下水道事業団との間に災害復旧協定を締結しています。その他、事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制を整備します。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本年度に策定される第6次高鍋町総合計画や平成29、30年度策定予定の下水道事業ストックマネジメント計画の中で総合的、計画的に今後の事業展開について検討します。その計画を踏まえて必要な経営戦略の見直しや更新等を行っていきます。 また、今後この経営戦略の実施状況を適時評価・検証を行い、実績との乖離が著しい場合や計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合においても見直しを行います。
---------------------	---